

小鹿野町キャッシュレス決済導入支援金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために現金によらない決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を新たに導入する町内の店舗等に対して、キャッシュレス決済導入支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、現金のやり取りによる接触の機会及び会計時の混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とする。

2 前項の支援金の交付に関しては、小鹿野町補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年小鹿野町規則第43号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「キャッシュレス決済」とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、一般的な購買に繰り返し利用できるものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（次項及び次条において「対象者」という。）は、個人事業主又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内の店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）において、令和2年4月1日以後に初めてキャッシュレス決済を導入したこと。

(2) 店舗等におけるキャッシュレス決済の利用が見込めること。

(3) 店舗等において、継続してキャッシュレス決済を利用する意思があること。

(4) 町税の滞納がないこと。

(5) 小鹿野町暴力団排除条例（平成24年小鹿野町条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、令和2年4月1日前にキャッシュレス決済を導入していた者であって、同日前に当該キャッシュレス決済を廃止し、同日以後に新たにキャッシュレス決済を導入した者は、対象者とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者は、対象者としなない。

- (1) 政治又は宗教を目的とする事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事業
(支援金の額)

第5条 支援金の額は、1事業者につき5万円とする。

2 支援金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、キャッシュレス決済導入支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) キャッシュレス決済を導入したことが分かる書類
- (3) 店舗等において事業を営んでいることが分かる書類
- (4) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又は当該イに定める書類
 - ア 個人事業主 令和元年分の確定申告書、個人事業の開業・廃業等届出書等の写し
 - イ 法人 登記事項証明書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、申請書類の内容を速やかに審査し、審査結果をキャッシュレス決済導入支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付決定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、キャッシュレス決済導入支援金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部について返還

させることができる。

- (1) この告示に定める事項に違反したとき。
- (2) 店舗等におけるキャッシュレス決済の利用を令和4年3月31日までに休止又は廃止したとき。
- (3) 町税を滞納したとき。
- (4) その他不正な手段によって支援金を受け取ったとき。

(申請期間)

第10条 この支援金の交付申請期間は、この告示の施行の日から令和3年3月1日までとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき、令和3年3月1日までに申請のあった支援金の交付及び第9条の規定については、令和3年4月1日以降もなおその効力を有する。